

新福介第407号  
令和5年6月5日

指定地域密着型サービス事業所 管理者 様

新居浜市福祉部介護福祉課  
課長 宇野 和彦

新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る運営推進会議及び介護・医療連携  
推進会議の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議等については、新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、当課より令和4年4月5日付け新福介第288号文書にて当面の間の取り扱いをお知らせしていましたが、令和5年5月1日付けの厚生労働省からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」に基づき、本市としての今後の対応方針を次のとおりとしますので、ご対応のほどお願いいたします。

令和5年7月以降開催予定分の会議については、原則、対面形式で行うものとします。また、会議の実施にあたっては、オンラインによる実施が可能です。（書面による実施は認められません。）

ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりませんのでご承知おきください。

令和5年6月開催分までの会議については、対面形式及びオンラインでの会議実施を推奨しますが、すでに書面で開催済みの場合や開催準備の都合でやむを得ない場合は、書面での開催も認めるものとします。

**小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問看護  
介護**

○外部評価について、会議での評価が義務付けられているサービスについては、令和5年7月実施分以降、書面での実施は認められません。通常通り、会議を活用し実施してください。

**認知症対応型共同生活介護**

○外部評価の緩和の適用を受ける事業所について、緩和の要件となっている年6回の運営推進会議についての臨時的取扱い（※）は令和5年7月実施分以降、終了します。このことにより、通常通り、実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において運営推進会議を6回以上開催していることが外部評価の実施回数の緩和要件となります。

※書面会議の開催により代替手段を講じた場合には、年6回のカウントに含めることを認めるもの。

**【事務担当】**

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市福祉部介護福祉課

事業所指導係

TEL：0897-65-1241